

「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」の再締結について

危機事象の発生に備え、鳥取県との間で締結している「相互応援協定」について、熊本地震で顕在化した課題を踏まえ、平成28年9月12日、両県知事の間で、これまでの協定内容を拡充し、再締結を行いました。

これとあわせて、具体的な取組みを定めた「相互応援活動要領」についても見直しを実施いたしました。

1 新たな協定締結の概要

(1) 災害対応業務の標準化

- 災害対策本部運営、物資受入手順等の標準化に関する共同研究【新規】
- システム相互利用による情報の共有化【拡充】

(2) マンパワー支援

- 震度に応じたスケール別の人とのPUSH支援【拡充】
- 県・市町村災害対策本部運営支援（応援県庁舎からの遠隔地支援を含む。）【拡充】
- 避難所運営、物資受入拠点運営支援【拡充】
- その他（職員健康調査支援、ふるさと納税業務代行など）

(3) 物流支援

- 物資応援要請の取りまとめ【拡充】
- 滞留物の代替保管【拡充】

(4) 広域支援

- 広域避難の拡充（福祉避難所の提供など）【拡充】

（参考） 鳥取県との協定締結と改定の経過

H16. 3. 17 「災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定」を締結

H20. 9. 1 「危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定」に改定、再締結

H23. 11. 18 「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に改定、再締結